

## e-ネットキャラバンについて

e-ネットキャラバンは、平成22年度で5年目を迎えることとなりました。これまで通算で3000講座を実施し、その実績については高い評価が寄せられており、子ども達のインターネットの安全な利用を推進するために、今後より一層の活動の充実、拡大が必要であると考えております。

子ども達を取り巻くインターネット・携帯電話に関わる環境は次々に変化しており、今後も解決すべき課題が新たに生ずることが予想され、より一層身を引き締めて取り組んでいきたいと思っております。

このため、e-ネットキャラバンの更なる発展に向け、e-ネットキャラバン協議会が発足いたしました。

規約につきましては、下記のとおりとなります。

## e-ネットキャラバン協議会 規約

### 第1章 総則

#### 第1条 名称

- (1) 本会は、「e-ネットキャラバン協議会」と称する。
- (2) 英語名称は、「Council for e-Net Caravan Promotion」と称する。

#### 第2条 目的

本会は、携帯電話・パソコンなどによるインターネットの安心・安全な利用に関する啓発活動などにより、子どものネット社会における安全と健全な発育を促進し、もって安心・安全な情報通信社会の実現に資することを目的とする。

#### 第3条 e-ネットキャラバン活動

本規約において、財団法人マルチメディア振興センターが行う、主に保護者及び教職員を対象としてインターネットの安心・安全な利用のために行う啓発活動を e-ネットキャラバン活動という。

#### 第4条 協議会の活動

- (1) 本会は、e-ネットキャラバン活動を支援するため次の活動を行う。
  - ① 個々の企業/団体/個人の活動経験に基づく子どものネット社会の安全に関する知識や知見についての情報交流。

② e-ネットキャラバン活動に関する助言。

(2) 会員は e-ネットキャラバン活動の推進・普及に協力するものとする。

#### 第5条 他の取組との連携

協議会は、第2条の目的を達成するため、子どものインターネットの安心・安全な利用を推進する他の協議会等と共同の取組を行う等、必要に応じて連携する。

#### 第6条 事務局の設置

本会の事務局を財団法人マルチメディア振興センターに置く。

### 第2章 会員

#### 第7条 構成

本会は次に掲げる会員から構成される。

- (1) e-ネットキャラバン活動におけるボランティア講師派遣企業/団体/個人
- (2) e-ネットキャラバン活動への資金提供企業/団体/個人
- (3) 総会又は普及推進委員会が協議会の活動に寄与すると認めた団体及び個人
- (4) 総務省、文部科学省

#### 第8条 入会

入会は事務局での会員登録による。登録は入会しようとする者からの届出などによる。

#### 第9条 会員の継続

会員となった活動年度の終了の日の30日以上前に協議会に退会の届出が無い場合は、翌年度についても継続して会員となるものとみなす。次年度以降も同様とする。

#### 第10条 退会

会員は、退会の旨を事務局に届け出ることによって退会することが出来る。

#### 第11条 会員資格の喪失

会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき、又は法人、団体が消滅、もしくは個人が死亡した場合。
- (2) 第12条により除名されたとき。

#### 第12条 除名

会員が次のいずれかに該当する場合は、普及推進委員会の決定をもって、その会員を除名することが出来る。

- (1) 本会規約に違反したとき。
- (2) 本会の活動の趣旨に反し、会員たるにふさわしくない行動があったとき。

#### 第13条 会費

本会の会費は無料とする。

### 第3章 役員、総会、普及推進委員会等

#### 第14条 役員

- (1) 本会の役員は、会長1名を置く。また、必要に応じて副会長2名以内を置くことができる。会長は本会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
- (2) 会長および副会長は、総会において会員のうちから互選により選任されるものとする。会長および副会長の任期は2年とし、就任後2年以内に行われる通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。任期の途中において役員が交代するときは、後任が残余期間を担当する。
- (3) 役員は、辞任又は任期満了の場合でも、後任者が選任されるまでの間、なお、その職務を引き続いて行う。

#### 第15条 組織

協議会の会議は、総会と普及推進委員会とする。

#### 第16条 総会

- (1) 総会は会員により構成される。総会の議長は会長とする。
- (2) 総会は、次の事項を審議する。
  - ① 会長、副会長の選任
  - ② e-ネットキャラバン活動の活動報告
  - ③ その他、協議会の運営に関する重要事項
- (3) 総会は、本規約第3条に掲げる事項について意見交換するとともに、会員間の交流を行うものとする。
- (4) 総会は通常総会と臨時総会とする。通常総会は会長が召集し、年1回開催する。臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。
- (5) 総会の審議は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第17条 普及推進委員会

- (1) 普及推進委員会の委員は会長の指名による。
- (2) 普及推進委員会は本規約第3条に掲げる事項の支援に必要な活動を行う。
- (3) 普及推進委員会の運営に必要な事項は別に定める。

#### 第18条 e-ネットキャラバン活動への助言

第3条の助言は、会長又は普及推進委員会の長が、協議会を代表して行うことができる。

#### 第19条 活動年度

本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第4章 本会規約の変更

#### 第20条 規約変更

本規約は、総会において、出席会員の4分の3以上の同意を経て変更することができる。

#### 附則

- (1) 本規約は本会設立の日（平成22年3月29日）から施行する。
- (2) 本会の設立年度の活動年度は、本規約第17条の規定にかかわらず、設立の日（平成22年3月29日）に始まり、平成23年3月31日に終わる。